

令和6年第2回東広島市議会定例会

議

案

令和6年6月

目

次

同意案第 5 8 号	公平委員会委員の選任の同意について……………	1
同意案第 5 9 号	教育委員会委員の任命の同意について……………	3
同意案第 6 0 号	教育委員会委員の任命の同意について……………	5
議案第 6 1 号	財産の取得について……………	7
議案第 6 2 号	請負契約の締結について……………	9
議案第 6 3 号	請負契約の締結について……………	1 1
議案第 6 4 号	請負契約の変更について……………	1 3
議案第 6 5 号	財産の減額貸付けの変更について……………	1 5
議案第 6 6 号	東広島市専用水道の水道技術管理者の資格を定 める条例の制定について……………	1 7
議案第 6 7 号	東広島市税条例の一部改正について……………	2 1
議案第 6 8 号	地域再生法に規定する地方活力向上地域におけ る固定資産税の特例に関する条例の一部改正に ついて……………	2 4
議案第 6 9 号	東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条 例の一部改正について……………	2 6

議案第70号	東広島市国民健康保険税条例の一部改正について……………	28
議案第71号	東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	30
議案第72号	東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について……………	33
議案第73号	東広島市手数料条例の一部改正について……………	36
議案第74号	東広島市営住宅設置及び管理条例の一部改正について……………	38
議案第75号	東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正等について……………	40

同意案第 5 8 号

公平委員会委員の選任の同意について

東広島市公平委員会委員に次の者を選任することについて、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 木 原 健

(提案理由)

東広島市公平委員会委員木之下義昭氏の任期が令和6年7月7日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方公務員法

第9条の2

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

同意案第 5 9 号

教育委員会委員の任命の同意について

東広島市教育委員会委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 島 本 智 子

（提案理由）

東広島市教育委員会委員の任期が令和6年6月30日をもって満了するため、その後任の委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

（根拠法令）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（一略一）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 6 0 号

教育委員会委員の任命の同意について

東広島市教育委員会委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 柏 崎 恵

（提案理由）

東広島市教育委員会委員の任期が令和6年6月30日をもって満了するため、その後任の委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

（根拠法令）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（一略一）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

議案第 6 1 号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 種別 動産
- (2) 品名 高規格救急自動車
- (3) 数量 1 台

2 取得価格

3, 5 2 1 万 3, 2 0 0 円

3 相手方

東広島市西条町御薊宇 6 4 6 6 番地 3

広島トヨタ自動車株式会社西条店

店長 河 西 朝 宏

（提案理由）

東広島消防署高屋分署に配備する高規格救急自動車を買入れるに当たり、その
予定価格が２，０００万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

（根拠条例）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第３条 地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければ
ならない財産の取得又は処分は、予定価格２，０００万円以上の不動産若しくは
動産の買入れ若しくは売払い（一略）又は不動産の信託の受益権の買入れ若し
くは売払いとする。

議案第 6 2 号

請負契約の締結について

令和 6 年度港湾施設長期保全事業安芸津栈橋連絡橋改築工事の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和 6 年度港湾施設長期保全事業安芸津栈橋連絡橋改築工事

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

1 億 5, 5 1 0 万円

4 契約の相手方

広島市中区袋町 5 - 2 8

三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社 広島営業所

所長 根 岸 一 仁

(提案理由)

令和6年度港湾施設長期保全事業安芸津栈橋連絡橋改築工事の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 6 3 号

請負契約の締結について

令和 6 年度小学校施設整備事業川上小学校長寿命化改良及び増築工事の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和 6 年度小学校施設整備事業川上小学校長寿命化改良及び増築工事

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

4 4 億 9, 9 0 0 万円

4 契約の相手方

広成・砂原・上垣特定建設工事共同企業体

代表構成員 広島市東区上大須賀町 1 - 1

広成建設株式会社

代表取締役社長 日名田 高 志

構 成 員 広島市中区平野町 1 - 1 6

株式会社砂原組

代表取締役 砂 原 傑

構 成 員 東広島市西条町田口 1 4 3 7 番地

株式会社上垣組

代表取締役 上 垣 健

(提案理由)

令和6年度小学校施設整備事業川上小学校長寿命化改良及び増築工事の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 64 号

請負契約の変更について

令和 5 年 9 月 14 日議決第 158 号により議決を経た令和 5 年度八本松駅前土地
区画整理事業八本松駅前造成工事（5－2）の請負契約を次のとおり変更すること
について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和
49 年東広島市条例第 125 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 4 億 7 0 0 万円」を「3 契約金額 4 億 8, 9 7 0 万 7, 9 0
0 円」に改める。

(提案理由)

令和５年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事（５－２）の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要性が生じたため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第２条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億５,０００万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 6 5 号

財産の減額貸付けの変更について

平成 2 年 6 月 2 2 日議決第 6 6 号により議決を経た東広島保健医療センターの敷地に係る財産の減額貸付けを次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「2 貸付料（年額） 1 1 6 万 6 0 0 円」を「2 貸付料（年額） 1 0 0 万 1, 2 0 0 円」に改める。

(提案理由)

一般社団法人東広島地区医師会に減額して貸し付けている東広島保健医療センターの敷地について、貸付料の算定の基礎となる土地の固定資産税評価額及び評価倍率の変動したこと等に伴い、当該貸付料の額を改定するため、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 66 号

東広島市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について

東広島市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 34 条第 1 項において準用する同法第 19 条第 3 項の規定に基づき、本市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、水道法において使用する用語の例による。

(水道技術管理者の資格)

第 3 条 本市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した者（第 6 号において「第 1 号の卒業者」という。）であって、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者（第 6 号において「第 2 号の卒業者」という。）であって、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務又は水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号の卒業者又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (7) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (9) 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、第1号に規定する大学を卒業した者にあつては4年以上、第3号に規定する短期大学又は高等専門学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）にあつては6年以上、第4号に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実

務に従事した経験を有する者

(10) 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、第1号に規定する大学を卒業した者にあっては5年以上、第3号に規定する短期大学又は高等専門学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）にあっては7年以上、第4号に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 外国の学校において第9号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(12) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「あっては1年以上」とあるのは「あっては6月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第9号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第10号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

本市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

水道法

第19条

- 3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

議案第 6 7 号

東広島市税条例の一部改正について

東広島市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市税条例の一部を改正する条例

東広島市税条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 6 条中「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附則第 1 0 条の 2 中第 1 9 項を第 2 0 項とし、第 1 3 項から第 1 8 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 2 項の次に次の 1 項を加える。

1 3 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 5 6 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 附則第 4 条の 2 を削る改正規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の附則第 1 0 条の 2 第 1 3 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従

前の例による。

(提案理由)

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、一定の特定バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準についての特例措置を講ずるとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 6 8 号

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例（平成 2 8 年東広島市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 8 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に地域再生法（平成 1 7 年法律第 2 4 号）第 1 7 条の 2 第 3 項の認定を受けた事業者についても適用する。

(提案理由)

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成２７年総務省令第７３号）の一部改正に合わせて、固定資産税の不均一課税の要件である認定整備計画の認定を受ける期限を令和８年３月３１日とするため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）

第３条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 6 9 号

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例（昭和 5 5 年東広島市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 河内田集会所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

(提案理由)

河内田集会所を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第２４４条の２ 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 70 号

東広島市国民健康保険税条例の一部改正について

東広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東広島市国民健康保険税条例（昭和 49 年東広島市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「22 万円」を「24 万円」に改める。

第 25 条第 1 項中「22 万円」を「24 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万円」を「29 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「53 万 5,000 円」を「54 万 5,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東広島市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法施行令（昭和２５年政令第２４５号）の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法を変更して軽減対象を拡大するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）

第３条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 7 1 号

東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について

東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年東広島市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 3 1 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 4 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 7 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 保育士及び保育従事者（第 3 1 条第 1 項に規定する保育従事者及び第 4 7 条第 1 項に規定する保育従事者をいう。以下同じ。）の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当分の間、改正後の第 2 9

条第2項第3号及び第4号、第31条第2項第3号及び第4号、第44条第2項第3号及び第4号並びに第47条第2項第3号及び第4号の規定は、適用しない。この場合において、第28条に規定する小規模保育事業所A型若しくは第43条に規定する保育所型事業所内保育事業所に置くべき保育士又は第31条第1項に規定する小規模保育事業所B型若しくは第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業所に置くべき保育従事者の員数の算定に係る基準については、改正前の第29条第2項第3号及び第4号、第31条第2項第3号及び第4号、第44条第2項第3号及び第4号並びに第47条第2項第3号及び第4号の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）の一部改正に伴い、小規模保育事業等を行う事業所ごとに置くべき保育士等の員数に係る基準を改定するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）

第３４条の１６ 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。－略－

議案第 7 2 号

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部 改正について

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 1 0 日 提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部 を改正する条例

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 6 年東広島市条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

兼広成ヶ畝地区	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された東広島都市計画兼広成ヶ畝地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
---------	--

別表第 2 に次の 1 表を加える。

3 8 兼広成ヶ畝地区

建築制限の事項	建築制限の内容
建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 工場（統計法第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類大分類の製造業（法別表第 2（る）項第 1 号(1)から(10)まで及び(13)から(23)までに掲げる事業を除く。）に係るものに限る。） (2) 研究施設（前号に規定する工場に係るものに限る。） (3) 物流施設（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第 2 条第 1 号に規定する流通業務の用に供す

	る建築物に限る。) (4) 当該地区計画の区域内に立地する事業施設の従事者のための共同住宅又は寄宿舍 (5) 前各号の建築物に附属するもの
容積率の最高限度	10分の20とする。
建蔽率の最高限度	10分の6とする。
建築物の敷地面積の最低限度	500平方メートルとする。
建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの水平距離は、3メートル以上とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

東広島都市計画兼広成ヶ畝地区地区計画の区域内における適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的として、新たにその地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

建築基準法（昭和25年法律第201号）

第68条の2 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（一略）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

議案第 73 号

東広島市手数料条例の一部改正について

東広島市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市手数料条例の一部を改正する条例

東広島市手数料条例（平成 12 年東広島市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 54 の項中「184,000 円」を「209,000 円」に、「165,000 円」を「187,000 円」に、「208,000 円」を「238,000 円」に、「186,000 円」を「212,000 円」に、「324,000 円」を「366,000 円」に、「286,000 円」を「321,000 円」に、「405,000 円」を「471,000 円」に、「355,000 円」を「411,000 円」に、「569,000 円」を「685,000 円」に、「494,000 円」を「591,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

広島県の構造計算適合性判定手数料の改定に合わせて、特定建築物の建築等の計画等の認定の申請に併せて当該申請に係る計画等の建築基準関係規定への適合性に関する通知又は審査を受ける申出があり、かつ、その計画等に係る建築物が構造計算適合性判定を必要とする場合における手数料を改定するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。ー略ー

議案第 7 4 号

東広島市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

東広島市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市営住宅設置及び管理条例（平成 9 年東広島市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表孤老向住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

孤老向住宅を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第２４４条の２ 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 75 号

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正等について

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例

(東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 168 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東広島市文化・学習センターの設置及び管理に関する条例

第 1 条中「生涯学習センター」を「文化・学習センター」に改め、「振興」の右に「、市民の教養の向上及び地域文化の振興」を加える。

第 2 条の表以外の部分中「生涯学習センター」を「文化・学習センター」に改め、同表を次のように改める。

名 称	位 置
東広島市市民文化センター	東広島市西条西本町 28 番 6 号
東広島市黒瀬生涯学習センター	東広島市黒瀬町菅田 10 番地
東広島市豊栄生涯学習センター	東広島市豊栄町鍛冶屋 271 番地
東広島市安芸津生涯学習センター	東広島市安芸津町三津 4398 番地

第 3 条各号列記以外の部分中「生涯学習センター」を「文化・学習センター」に改め、同条第 2 号中「相談」の右に「並びに講座等の企画及び運営」を加え、

同条第3号中「生涯学習に関する講座等の企画及び運営」を「地域及び施設の特性を生かした社会教育の推進」に改め、同条第4号中「生涯学習センター（東広島市福富生涯学習支援センター及び東広島市河内生涯学習支援センター（以下これらを「支援センター」という。）を除く。）」を「文化・学習センター」に改め、同条第5号中「に関する活動」を「及び地域学校協働活動（社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第2項に規定する地域学校協働活動をいう。）」に改める。

第4条及び第5条第1項中「生涯学習センター」を「文化・学習センター」に改める。

第6条第1項本文中「生涯学習センターの」を「文化・学習センターの」に、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日」を「12月28日から翌年の1月4日までの日」に改め、同項ただし書中「生涯学習センター」を「文化・学習センター」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「生涯学習センター」を「文化・学習センター」に改める。

第7条の見出しを「（供用時間）」に改め、同条第1項本文中「生涯学習センターの開館時間」を「文化・学習センターの供用時間」に、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間」を「午前8時30分から午後10時まで」に改め、同項ただし書中「生涯学習センターの開館時間」を「文化・学習センターの供用時間」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「開館時間」を「供用時間」に改める。

第8条第2項、第9条第4号及び第10条第1項中「生涯学習センター（支援センターを除く。）」を「文化・学習センター」に改める。

第11条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第16条、第17条及び第21条中「生涯学習センター」を「文化・学習センター」に改める。

別表第1の1の表を次のように改める。

1 東広島市市民文化センターの施設の使用料

(1) ホール

	使 用 料						
	午前8 時30	午後零 時から	午後5 時から	午前8 時30	午後零 時から	午前8 時30	超過時 間1時

区 分		分 から 午後 零 時まで	午後 5 時まで	午後 1 0 時 まで	分 から 午後 5 時まで	午後 1 0 時 まで	分 から 午後 1 0 時 まで	間 まで ごとに
平日	入 場 料 等 を 徴 収 し な い と き	6,600 円	8,800 円	11,000 円	13,100 円	16,800 円	22,400 円	2,600 円
	入 場 料 等 を 徴 収 す る と き	9,900 円	13,200 円	16,400 円	19,600 円	25,100 円	33,600 円	4,000 円
平 日 以 外 の 日	入 場 料 等 を 徴 収 し な い と き	7,900 円	10,500 円	13,100 円	15,700 円	20,100 円	26,900 円	3,200 円
	入 場 料 等 を 徴 収 す る と き	11,900 円	15,800 円	19,700 円	23,500 円	30,200 円	40,300 円	4,700 円
舞 台 の み を 使 用 す る 場 合	平日	1,300 円	1,800 円	2,200 円	2,600 円	3,300 円	4,500 円	520円
	平 日 以 外 の 日	1,600 円	2,100 円	2,600 円	3,100 円	4,000 円	5,400 円	620円

備考

- この表において「平日」とは、1月5日から12月27日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）をいう。
- この表において「入場料等」とは、入場料、参加費、入場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- この表において「超過時間」とは、使用許可に係る時間を延長し、又は繰り上げて使用する時間をいう。
- 商品の広告、宣伝、販売その他営利を目的として使用する場合は、使用料の額の5割に相当する額を当該使用料の額に加算する。
- 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。

(2) ホール以外の施設

区 分	1 時間 当 たり の 使 用 料
-----	----------------------

展示コーナー	8 8 0 円
研修室 1 又は研修室 2	8 8 0 円
研修室 3	6 6 0 円
日本間	4 4 0 円
楽屋	4 4 0 円

備考

- 1 次に掲げる場合は、それぞれに定める額を使用料の額に加算する。
 - (1) 冷房を使用する場合 使用料の額の 3 割に相当する額
 - (2) 暖房を使用する場合 使用料の額の 2 割に相当する額
- 2 市外居住者等（市内に住所を有する者又は市内に主たる事務所等を有する法人その他の団体以外のものをいう。）が使用する場合は、使用料の額の 3 割に相当する額を当該使用料の額に加算する。
- 3 商品の広告、宣伝、販売その他営利を目的として使用する場合は、使用料の額の 5 割に相当する額を当該使用料の額に加算する。
- 4 ホールの使用に伴う楽屋の使用料には、備考 1 から備考 3 までの加算は、行わない。
- 5 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。

別表第 2 の 1 の表を次のように改める。

1 東広島市市民文化センターの附属設備の使用料

(1) ホール

区 分		単 位	使 用 料	
			1 区分当たり	超過時間 1 時間までごとに
舞台設備	照明（作業灯を除く。）	1 式につき	4 0 0 円	1 3 0 円
	反響板	1 式につき	1, 5 3 0 円	5 1 0 円
	所作台（日舞用台付き）	1 枚につき	3, 2 9 0 円	1, 1 0 0 円
	演台	1 台につき	2 7 0 円	9 0 円
	司会者台	1 台につき	1 3 0 円	4 0 円
	指揮者台	1 台につき	1 4 0 円	5 0 円
	指揮者用譜面台	1 台につき	7 0 円	2 0 円
	演奏者用譜面台	1 台につき	5 0 円	2 0 円
	金屏風	1 双につき	6 9 0 円	2 3 0 円
	持込電気器具（定格消	1 キロワッ	1 1 0 円	4 0 円

	費電力の合計で算定)	トごと		
映写 設備	液晶プロジェクター	1式につき	1,100円	370円
	レーザーディスクプレーヤー、ビデオカセットデッキ	1台につき	460円	150円
	スクリーン	1式につき	230円	80円
音響 設備	3点 ^{つり} 吊マイクロホン	1本につき	400円	130円
	コンデンサーマイクロホン	1本につき	390円	130円
	ワイヤレスマイクロホン	1本につき	350円	120円
	ダイナミックマイクロホン	1本につき	320円	110円
楽器	ピアノ	1台につき	5,090円	1,700円

備考

- この表において「1区分」とは、午前8時30分から午後零時まで、午後零時から午後5時まで又は午後5時から午後10時までの時間帯の区分をいう。
- 設営に係る費用を含まない。
- 持込電気器具の使用料の算定において、定格消費電力の合計に1キロワット未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。
- ピアノの使用料は、調律に係る費用を含まない。
- 商品の広告、宣伝、販売その他営利（以下この表において「営利」という。）を目的として使用する場合又は入場料等（入場料、参加費、入場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。）を徴収する場合は、附属設備の使用料を合計した額に10割を乗じて得た額を加算する。
- 市内居住者等（市内に住所を有する者又は市内に主たる事務所等を有する法人その他の団体をいう。）が営利を目的とした使用をしない場合であって、生涯学習の推進に係る活動を行うときの使用料は、附属設備の使用料を合計した額の5割に相当する額とする。

(2) ホール以外の施設

区 分	単 位	1時間当たりの使用料
-----	-----	------------

舞台 設備	演台	1 台につき	9 0 円
	司会者台	1 台につき	4 0 円
	指揮者台	1 台につき	5 0 円
	指揮者用譜面台	1 台につき	2 0 円
	演奏者用譜面台	1 台につき	2 0 円
	金屏風	1 双につき	2 3 0 円
	持込電気器具（定格消費電力の合計で 算定）	1 キロワッ トごと	4 0 円
映写 設備	液晶プロジェクター	1 式につき	3 7 0 円
	レーザーディスクプレーヤー、ビデオ カセットデッキ	1 台につき	1 5 0 円
	スクリーン	1 式につき	8 0 円
音響 設備	コンデンサーマイクロホン	1 本につき	1 3 0 円
	ワイヤレスマイクロホン	1 本につき	1 2 0 円
	ダイナミックマイクロホン	1 本につき	1 1 0 円

備考

- 1 持込電気器具の使用料の算定において、定格消費電力の合計に 1 キロワット未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。
- 2 商品の広告、宣伝、販売その他営利（以下この表において「営利」という。）を目的として使用する場合又は入場料等（入場料、参加費、入場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。）を徴収する場合は、附属設備の使用料を合計した額に 1 0 割を乗じて得た額を加算する。
- 3 市内居住者等（市内に住所を有する者又は市内に主たる事務所等を有する法人その他の団体をいう。）が営利を目的とした使用をしない場合であって、生涯学習の推進に係る活動を行うときの使用料は、附属設備の使用料を合計した額の 5 割に相当する額とする。

別表第 2 の 2 (1) の表中備考 5 を備考 6 とし、備考 2 から備考 4 までを 1 ずつ繰り下げ、備考 1 の次に次のように加える。

- 2 設営に係る費用を含まない。

別表第 2 の 3 (1) の表中備考 5 を備考 6 とし、備考 2 から備考 4 までを 1 ずつ繰り下げ、備考 1 の次に次のように加える。

- 2 設営に係る費用を含まない。

（東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例（平成26年東広島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の活性化」を削り、「推進」を「活性化」に改める。

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 会議室、研修室等

第3条第2項及び第3項を削る。

第4条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第5条第2項第1号中「前条第1号から第6号まで及び第8号」を「前条各号」に改め、同項第2号中「第3条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる施設並びにこれらの」を「芸術文化ホールの施設及び」に改める。

別表第1中3の表を4の表とし、2の表を3の表とし、1の表の次に次の1表を加える。

2 会議室、研修室等

室 名	単 位	利用料金
調理実習室	1時間につき	1,350円
工作室	1時間につき	880円
文化講座会議室	1時間につき	880円
活動室	1時間につき	660円
会議室1又は会議室4	1時間につき	660円
会議室2	1時間につき	440円
会議室3	1時間につき	880円
研修室1	1時間につき	660円
研修室2、研修室3、研修室4、 研修室5又は研修室6	1時間につき	440円
研修室7	1時間につき	880円
多目的室1、多目的室2又は多目的室3	1時間につき	440円
和室1又は和室2	1時間につき	440円

備考

1 次に掲げる場合においては、それぞれに定める額を利用料金の額に加算する。

(1) 冷房を利用する場合 利用料金の額の3割に相当する額

(2) 暖房を利用する場合 利用料金の額の2割に相当する額

2 市外居住者等（市内に住所を有する者又は市内に主たる事務所等を有

する法人その他の団体以外のものをいう。) が利用する場合は、当該利用料金の額の 3 割に相当する額を加算する。

3 商品の広告、宣伝、販売その他営利を目的として利用する場合は、当該利用料金の額の 5 割に相当する額を加算する。

4 割増をする額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

5 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。

別表第 2 (1) の表備考 9 及び (2) の表備考 6 中「推進」を「活性化」に改める。

別表第 2 (3) の表備考 2 中「推進」を「活性化」に改め、同表備考 3 中「前各号」を「備考 1 又は 2」に改め、同表を別表第 2 (4) の表とし、別表第 2 (2) の表の次に次の 1 表を加える。

(3) 調理実習室、工作室、文化講座会議室、活動室、会議室 1、会議室 2、会議室 3、会議室 4、研修室 1、研修室 2、研修室 3、研修室 4、研修室 5、研修室 6、研修室 7、多目的室 1、多目的室 2、多目的室 3、和室 1 及び和室 2

区分	名 称	単 位	1 時間当たりの利用料金
舞台 設備	ひもせん 緋毛氈	1 枚につき	4 0 円
	高座用座布団	1 枚につき	5 0 円
	めくり台	1 台につき	3 0 円
	指揮者台	1 台につき	5 0 円
	指揮者用譜面台	1 台につき	2 0 円
	演奏者用譜面台	1 台につき	2 0 円
	演奏者用椅子	1 脚につき	1 0 円
	コントラバス用椅子	1 脚につき	3 0 円
	チェロ用椅子	1 脚につき	2 0 円
	平台	1 枚につき	4 0 円
	バレエ用シート	1 式につき	5 0 0 円
	バレエバー	1 本につき	2 0 円
	持込電気器具（定格消費電力の合計で算定）	1 キロワットごと	4 0 円
映写 設備	可搬型プロジェクターその他の映写設備	1 式につき	3 7 0 円
	可搬型スクリーン	1 式につき	8 0 円
音響 設備	音響ワゴン	1 式につき	2 0 0 円
	簡易移動型ミキサー	1 式につき	1 2 0 円

	ダブルカセットテープレコーダー	1 台につき	1 7 0 円
	オーディオレコーダー	1 台につき	1 7 0 円
	コンパクトディスクレコーダー	1 台につき	1 7 0 円
	移動スピーカー	1 台につき	1 0 0 円
	移動スピーカー用パワーアンプ	1 台につき	8 0 円
	小型パワードスピーカー	1 式につき	8 0 円
	ワイヤレスマイクロホン	1 本につき	1 2 0 円
	コンデンサーマイクロホン	1 本につき	1 3 0 円
	ダイナミックマイクロホン	1 本につき	1 1 0 円
	フレキシブルマイクロホン	1 本につき	1 1 0 円
	バウンダリーマイクロホン	1 本につき	1 1 0 円
	ステレオマイクロホン	1 本につき	1 9 0 円
	マイクスタンド	1 本につき	2 0 円
楽器	アップライトピアノ	1 台につき	2 0 0 円
	電子ピアノ	1 台につき	5 0 円

備考

- 1 バレエ用シートの利用料金は、テープ代に係る費用を含まない。
- 2 持込電気器具の利用料金の算定において、定格消費電力の合計に 1 キロワット未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。
- 3 ピアノの利用料金は、調律に係る費用を含まない。
- 4 商品の広告、宣伝、販売その他営利（以下この表において「営利」という。）を目的として利用する場合又は入場料等を徴収する場合は、附属設備の利用料金の合計に 1 0 割を乗じて得た額を加算する。
- 5 市内居住者等（市内に住所を有する者又は市内に主たる事務所等を有する法人その他の団体をいう。）が営利を目的とした利用をしない場合であって、芸術文化活動又は生涯学習の活性化に係る活動を行うときの利用料金は、附属設備の利用料金を合計した額の 5 割に相当する額とする。
- 6 備考 4 又は 5 の規定により算出した額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

（東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例の廃止）

第 3 条 東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例（平成 4 年東広島市条例第 1 9 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第5項の規定は、同年1月1日から施行する。

(東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の東広島市文化・学習センターの設置及び管理に関する条例（以下「新文化・学習センター条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の東広島市文化・学習センターの施設及び附属設備の使用に係る使用料又は利用料金について適用し、施行日前の東広島市生涯学習センターの施設及び附属設備の使用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

- 3 施行日以後の東広島市市民文化センターの使用に係る新文化・学習センター条例第8条第1項の許可、新文化・学習センター条例別表第1及び別表第2の規定により算定される使用料又は利用料金の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新文化・学習センター条例の規定の例により行うことができる。

(東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第2条の規定による改正後の東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例（以下「新芸術文化ホール条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の芸術文化ホールの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の施設等の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

- 5 施行日以後の会議室、研修室等の利用に係る新芸術文化ホール条例第8条第1項の許可、新芸術文化ホール条例別表第1及び別表第2の規定により算定される利用料金の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新芸術文化ホール条例の規定の例により行うことができる。

(東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 6 施行日前に、第3条の規定による廃止前の東広島市市民文化センターの設置及

び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、施行日以後は、新文化・学習センター条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

（東広島市立図書館設置及び管理条例の一部改正）

- 7 東広島市立図書館設置及び管理条例（平成27年東広島市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第9号中「生涯学習センター（東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年東広島市条例第168号）第2条に規定する生涯学習センター）」を「文化・学習センター（東広島市文化・学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年東広島市条例第168号）第2条に規定する文化・学習センター）」に改める。

(提案理由)

学びのキャンパス推進事業における行動計画に基づく生涯学習推進体制の強化を図るため、東広島市生涯学習センター、東広島市市民文化センター及び東広島芸術文化ホールの管理運営について必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。－略－